

自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 27 条及び第 36 条の規定に基き、自衛官及び防衛大学校の学生の採用のための身体検査に関する訓令を次のように定める。

昭和 29 年 9 月 13 日

防衛庁長官 木 村 篤 太 郎

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令

改正	昭和31年 8 月 7 日庁訓第 52号	平成 5 年 4 月 13 日庁訓第39号
	昭和32年 4 月 1 日庁訓第 20号	平成 7 年 7 月 6 日庁訓第46号
	昭和32年 8 月 22 日庁訓第 49号	平成11年 3 月 31 日庁訓第25号
	昭和33年 1 月 6 日庁訓第 1号	平成11年 9 月 30 日庁訓第52号
	昭和33年11月10日庁訓第101号	平成14年 3 月 18 日庁訓第 4号
	昭和34年 9 月 8 日庁訓第 51号	平成15年 3 月 28 日庁訓第26号
	昭和36年 2 月 20 日庁訓第 7号	平成16年 8 月 13 日庁訓第68号
	昭和36年 9 月 12 日庁訓第 54号	平成19年 1 月 5 日庁訓第 1号
	昭和48年 1 月 26 日庁訓第 3号	平成19年 3 月 30 日省訓第25号
	昭和48年11月27日庁訓第 60号	平成20年 8 月 28 日省訓第46号
	昭和54年 4 月 16 日庁訓第 24号	平成21年10月25日省訓第66号
	昭和59年 5 月 10 日庁訓第 31号	平成22年 6 月 30 日省訓第29号
	昭和62年 7 月 1 日庁訓第 34号	平成24年10月31日省訓第37号
		平成26年12月11日省訓第69号
		平成31年 3 月 28 日省訓第14号

（採用）

第 1 条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科大学校の生徒（以下「生徒」という。）の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。

（身体検査の実施区分）

第 2 条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、学生及び生徒の採用のための身体検査（以下「身体検査」という。）は、採用予定者を決定するとき及び採用予定者を入隊させ、又は入学させるときに行うものとする。

（身体検査の実施担当者）

第 3 条 身体検査は、医師又は歯科医師たる隊員が実施するものとする。

2 医師又は歯科医師たる隊員がない場合には、隊員以外の医師又は歯科医師に委嘱して身体検査を実施させることができる。

（身体検査合格の基準）

第 4 条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。

(1) 男子たる自衛官（第 3 号に掲げる者を除く。）、自衛官候補生及び予備自衛官補（以下「男性自衛官等」という。）

別表第 1 に定める基準

- (2) 女子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）、自衛官候補生及び予備自衛官補（以下「女性自衛官等」という。）
別表第2に定める基準
- (3) 航空機操縦員たる自衛官
航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第3条に定める操縦要員に対する検査甲の基準
- (4) 男子たる学生（以下「男子学生」という。）
別表第3に定める基準
- (5) 女子たる学生（以下「女子学生」という。）
別表第4に定める基準
- (6) 生徒
別表第5に定める基準
（診断書等による身体検査）

第5条 女性自衛官等及び女子学生の身体検査のうち、肛門及び陰部の検診は、第3条の規定にかかわらず、防衛大臣又はその委任を受けた者の指定する医療機関の医師の診断書の提出をもって当該検診に替え、又は部外の医師に委託して行わせることができる。

（異動時等の身体検査）

第6条 陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊のいずれかの自衛官が他の自衛官になろうとする場合又は自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）が自衛官になろうとする場合においても、この訓令の定めるところにより身体検査を行わなければならない。

- 2 前項の規定により身体検査を行う場合には、身体検査を受けるべき者が自衛官である場合にあつては当該自衛官が所属する部隊又は機関の長が当該部隊又は機関において行つた身体検査の成績に基づき、発行する証明書をもって身体検査の実施に替えることができる。

（合格基準の特例）

第7条 防衛大臣は、余人をもって代えることができない職務を担当する自衛官を採用しようとする場合にあつて特に必要があると認めるときは、当該自衛官の身体検査について、別表第1又は別表第2に定める基準の一部を変更することができる。

（委任規定）

第8条 この訓令に定めるもののほか、身体検査の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和29年9月13日から施行する。

附 則（昭和31年8月7日庁訓第52号）

この訓令は、昭和31年8月7日から施行する。

附 則（昭和32年4月1日庁訓第20号）

- 1 この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊する場合の身体検査の基準については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 32 年 8 月 22 日庁叡は第 49 号）

この訓令は、昭和 32 年 8 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 33 年 1 月 6 日庁訓第 1 号）（抄）

1 この訓令は、昭和 33 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（昭和 33 年 11 月 10 日庁訓第 101 号）

この訓令は、昭和 33 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 9 月 8 日庁訓第 51 号）

この訓令は、昭和 34 年 9 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 36 年 2 月 20 日庁訓第 7 号）

この訓令は、昭和 36 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 36 年 9 月 12 日庁訓第 54 号）

この訓令は、昭和 36 年 9 月 12 日から施行し、昭和 36 年 9 月 9 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 1 月 26 日庁訓第 3 号）

この訓令は、昭和 48 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 11 月 27 日庁訓第 60 号）

この訓令は、昭和 48 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 4 月 16 日庁訓第 24 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 54 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 10 日庁訓第 31 号）

この訓令は、昭和 59 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 1 日庁訓第 34 号）

この訓令は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 13 日庁訓第 39 号）

この訓令は、平成 5 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 6 日庁訓第 46 号）

この訓令は、平成 7 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日庁訓第 25 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 30 日庁訓第 52 号）

1 この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊又は入学する場合の身体検査の基準については、この訓令による改正後の自衛官及び防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用のための身体検査に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 18 日庁訓第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日庁訓第 26 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 8 月 13 日庁訓第 68 号）

この訓令は、平成16年8月13日から施行する。

附 則（平成19年1月 5 日庁訓第 1 号）

この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日省訓第25号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 28 日省訓第 46 号）

この訓令は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 25 日省訓第 66 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日省訓第 29 号）

この訓令は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 31 日省訓第 37 号）

この訓令は、平成 24 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 11 日省訓第 69 号）

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊又は入学する場合の身体検査の基準については、この訓令による改正後の自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令附表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日省訓第 14 号）

1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊又は入学場合の身体検査の基準については、この訓令による改正後の自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令別表第 1 から別表第 5 まで、付表第 1 及び付表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第4条、第7条関係) 男性自衛官等合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	150 cm 以上
2 体 重	付表第1による
3 視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの
4 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
5 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも1 m以上の距離で聞き分けるもの (2) 聴力計法で1000 Hz、4000 Hzにおいて、それぞれ一側が30 dB以下、他側が50 dB以下で聞き分けるもの
6 疾 患 総 合	付表第2に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの 自衛官としての隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認められるもの

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第2 (第4条、第7条関係) 女性自衛官等合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	140 cm 以上
2 体 重	付表第1による
3 視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの
4 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
5 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも1 m以上の距離で聞き分けるもの (2) 聴力計法で1000 Hz、4000 Hzにおいて、それぞれ一側が30 dB以下、他側が50 dB以下で聞き分けるもの
6 疾 患 総 合	付表第2に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの 自衛官としての隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認められるもの

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第3 (第4条関係) 男子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	150 cm 以上
2 体 重	付表第1による
3 視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの
4 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
5 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも1 m以上の距離で聞き分けるもの

6 疾患 総 合	(2) 聴力計法で 1000 Hz、4000 Hz において、それぞれ一側が 30 dB 以下、他側が 50 dB 以下で聞き分けるもの 付表第 2 に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの 隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認められるもの
-------------	---

備考 聴力検査は秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第 4 (第 4 条関係) 女子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	140 cm 以上
2 体 重	付表第 1 による
3 視 力	両側の裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 0.8 以上であるもの
4 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
5 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも 1 m 以上の距離で聞き分けるもの (2) 聴力計法で 1000 Hz、4000 Hz において、それぞれ一側が 30 dB 以下、他側が 50 dB 以下で聞き分けるもの
6 疾患 総 合	付表第 2 に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの 隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認められるもの

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第 5 (第 4 条関係) 生徒合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	150cm 以上
2 体 重	付表第 1 による
3 視 力	両側の裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 0.8 以上であるもの
4 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
5 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも 1 m 以上の距離で聞き分けるもの (2) 聴力計法で 1000 Hz、4000 Hz において、それぞれ一側が 30 dB 以下、他側が 50 dB 以下で聞きわけるもの
6 疾患 総 合	付表第 2 に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの 身体強健で持久力を要する隊務にも耐えうると認められるもの

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令

付表第1 体重合格基準

身長	区分	男性自衛官等及び 男子学生	女性自衛官等及び 女子学生	生徒
	cm	kg 以上	kg 以上	kg 以上
140.0 ~			38	
142.0 ~			39	
145.0 ~			40	
148.0 ~			42	
150.0 ~		44	43	41
152.0 ~		45	43.5	42
155.0 ~		47	44	42.5
158.0 ~		47.5	44.5	43
161.0 ~		48	45	43.5
164.0 ~		49	46	44
167.0 ~		50	47.5	45.5
170.0 ~		52	49	47
173.0 ~		54	51	48.5
176.0 ~		56	53	50
179.0 ~		58	55	52
182.0 ~		60	57	54
185.0 ~		62	59	56
188.0 ~		64	61	58
191.0 ~		66	63	60

付表第2

区分	不合格疾患
1 感染症及び寄生虫症（局所の感染を除く。）	1 集団感染の可能性のある感染症に罹患している、又はその疑いがあるもの。ただし、感冒等の軽微な感染症を除く。 2 難治性の慢性感染症があり、隊務に支障があるもの 3 感染症及び寄生虫症の後遺症があり、隊務に支障があるもの
2 新生物	1 悪性新生物と確定診断されたもの又はその疑いがあるもの。ただし、悪性新生物の既往歴があるが、治療終了後5年以上再発がみられず後遺症のないものは除く。 2 良性新生物であるが、治療を要し、隊務に支障があるもの
3 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1 貧血、多血症又は赤血球の機能異常等で隊務に支障があるもの 2 白血球の量的又は機能的異常で、重篤な感染症を反覆しているもの又はその疑いがあるもの 3 血小板、凝固因子等の量的又は機能的異常で出血傾向又は血栓形成傾向があるもの 4 免疫不全症であるもの又はその疑いがあるもの
4. 内分泌、栄養及び代謝疾患	1 糖尿病であるもの又はその疑いがあるもの 2 甲状腺疾患等の内分泌疾患で薬物治療が必要と判断されるもの 3 痛風・高尿酸血症、高脂血症等の代謝疾患で薬物治療が必要と判断されるもの 4 過度の肥満を呈するもの 5 栄養失調、ビタミン欠乏症等の栄養障害のあるもの
5 精神及び行動の障害	1 人格障害、精神遅滞、認知症、統合失調症、感情障害（躁うつ病等）の疑いがあるもの又はその既往があるもの 2 アルコール又はその他精神作用物質の使用による精神及び行動の障害の疑いがあるもの又はその既往があるもの 3 その他の精神及び行動の障害を認め、隊務に支障があるもの
6 神経系の疾患	1 中枢神経系の炎症性疾患、変性疾患、脱髄疾患、代謝性疾患、自己免疫疾患、ミエロパチー末梢神経疾患、筋疾患の疑い又はその既往歴があるもの 2 反復性の頭痛、神経痛を呈し隊務に支障があるもの 3 てんかんがあるもの又はてんかん、意識障害の既往歴があるもの。ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん、血管迷走神経性失神、脳震とう等の既往で、再発の可能性がないものは除外する。
7 眼及び付属器の疾患	1 高度の兔眼及び高度の眼瞼の下垂、外反、内反、けいれん及び欠損 2 高度の流涙症及び涙液分泌減少症 3 高度の瞼球癒着が残っている角結膜疾患 4 進行性又は再発性の角膜、強膜、虹彩、水晶体、硝子体、脈絡膜、網膜及び視神経疾患や緑内障があるもの 5 夜盲症の訴えがあるもの 6 後天性の眼球震とう症及び複視の訴えがあるもの
8 耳及び乳様突起の疾患	1 耳介の欠損又は著しい変形を呈するもの 2 高度な外耳炎 3 耳漏を繰り返す慢性中耳炎 4 中耳真珠腫症

9 循環器系の疾患

- 5 メニエール病及びその他の反復するめまい発作の既往歴があるもの
 - 6 鼓膜穿孔(海上自衛官となるべき者を除き、聴力に障害がなく、隊務に支障がないものについてはこの限りでない。)
 - 1 高血圧症
 - (1) 本態性高血圧症で薬物療法を必要とするもの
 - (2) すべての2次性高血圧症
 - (3) 高血圧症で心臓、脳、腎臓、眼底等に合併症があるもの
 - 2 低血圧症
 - (1) 低血圧症の症状があり、治療が必要と判断されるもの
 - (2) 起立性低血圧症で治療が必要と判断されるもの
 - 3 心疾患
 - (1) 心機能異常を呈する可能性のある心筋、心外膜、心内膜弁膜疾患(特発性心筋症、心筋炎、慢性収縮性心膜炎、弁膜狭窄症および閉鎖不全症等)又は肺性心疾患があるもの
 - (2) 心不全状態にあるもの又はその既往があるもの
 - (3) 虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、川崎病後の冠動脈疾患等)があるもの
 - (4) 重篤な不整脈又はその既往歴があるもの
 - (5) 心臓手術の既往があるもの。ただし、合併奇形のない心房中隔欠損症(二次孔欠損)及び動脈管開存症の根治手術後5年以上経過し、異常がないものを除く。
 - (6) ペースメーカーを装着しているもの
 - (7) 胸部X線間接写真で病的な心陰影の拡大又は変形を呈するもの
 - 4 脳血管性疾患
 - (1) 脳血管障害(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等)の既往歴があるもの
 - (2) 診断のついている脳血管奇形、脳動脈瘤等の脳血管の異常があるもの
 - 5 血流障害又は破裂をきたす恐れのある血管疾患
 - (1) 大動脈疾患:大動脈瘤、大動脈炎等があるもの
 - (2) 肺動脈疾患:肺塞栓症の既往歴、肺動脈瘤等があるもの
 - (3) 末梢動脈疾患:閉塞性動脈硬化症、閉塞性血栓性血管炎(バージャー病)、動脈瘤等があるもの
 - (4) 静脈疾患:高度の下肢静脈瘤、血栓性静脈炎等があるもの
- 10 呼吸器系の疾患(胸郭の異常を含む)
- 1 鼻腔、副鼻腔、咽頭、喉頭の疾患
 - (1) 高度の鼻閉があるもの(鼻呼吸が極めて困難なもの)。ただし、軽度の鼻中隔わん曲症、肥厚性鼻炎、鼻アレルギー、慢性副鼻腔炎、鼻茸等で、隊務に支障がないものを除く。
 - (2) 呼吸、嚥下及び音声言語に障害があるもの(睡眠時無呼吸症候群等を含む)。ただし、軽症で隊務に支障がないものを除く。
 - (3) 言語が著しく不明瞭なもの及び無声症
 - 2 胸郭の奇形、変形で隊務に支障があるもの
 - 3 肺手術の既往歴があるもの。ただし、自然気胸に対する肺のう胞切除術後及び肺内良性腫瘍摘出術後で治癒が得られ、肺機能に障害がなく、隊務に支障がないものは除外する。

<p>11 消化器系の疾患（腹壁の異常を含む）</p>	<p>4 慢性気管支炎及び気管支拡張症 5 気管支喘息及びその既往歴があるもの。ただし、小児期に気管支喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作がないものは除外する。 6 胸部X線間接写真所見で、肺野、縦隔及び胸郭等に病的異常陰影又は手術による変形を認めるもの。ただし、軽度の胸膜癒着は除外する。</p> <p>1 機能障害を伴う腹壁の癒着及び腹壁瘻孔があるもの 2 腹壁、腹膜疾患の疑があるもの及び開腹手術の既往歴があるもの。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち腹腔鏡下手術（前各号に掲げるものを除く。）の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術（前各号に掲げるものを除く。）の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 3 消化、吸収、排泄障害をきたし隊務に支障がある疾患 (1) 通過障害をきたす疾患 食道アカラシア、食道良性狭窄、食道静脈瘤、消化性潰瘍癒着による通過障害、腸管癒着症（術後イレウスも含む。）、炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病等）等で隊務に支障があるもの (2) 吸収障害をきたす疾患 吸収不良症候群、タンパク漏出性胃腸症、急性及び慢性膵炎、肝疾患（急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変等）、胆道閉塞症（良性胆道閉鎖症、総胆管結石症）等で、隊務に支障があるもの (3) 排泄障害をきたす疾患 難治性肛門部膿瘍及びろう孔、高度の痔核、脱肛等で隊務に支障があるもの</p>
<p>12 皮膚及び皮下組織の疾患</p>	<p>1 難治又は慢性で隊務に支障をきたす皮膚障害があるもの 2 皮下組織の疾患で隊務に支障があるもの 3 皮膚及び皮下組織障害で、著しい業務環境制限を必要とするもの 4 手術癒着等で、隊務に支障があるもの 5 刺青があるもの。ただし、専ら美容を目的として眉又はまぶたに施されたものについては、この限りでない。</p>
<p>13 筋骨格系及び結合組織の疾患</p>	<p>1 骨脆弱で強度の変形、機能障害を残すもの (1) 脊椎の骨折、脱臼、脊椎疾患の疑い又はその既往歴があるもの (2) 脊椎の強度のわん曲にて機能障害があるもの (3) 四肢体幹に持続・反覆する疼痛があるもの (4) 骨の奇形、変形が著しく、個人装具の装着に支障があるもの 2 筋肉低下のため、四肢の運動機能障害があるもの 3 関節運動障害を有するもの。 (1) 四肢関節の関節可動域が正常の3/4以下のもの (2) 著しい関節不安定性又は習慣性（反覆性）関節脱臼があるもの (3) 関節の奇形、変形が著しいもの (4) 人工関節置換の既往歴があるもの 4 指趾の欠損および合指（趾）、癒着症 (1) 手指の欠損（第3－第5指中の1指の末節のみ失った</p>

	<p>ものを除く。)</p> <p>(2) 母趾または2趾以上の足趾の欠損があるもの</p> <p>(3) 合指(趾)、癒着症で隊務に支障があるもの</p> <p>5 膠原病等の自己免疫疾患と診断され、又は疑われるもの ただし、若年性関節リウマチの既往はあるが、5年以上再発がなくまた後遺症のないものは除く。</p>
14 尿路、男性生殖器系の疾患	<p>1 腎機能障害をきたす疾患があるもの</p> <p>(1) 蛋白尿が中等度以上に持続するもの又は血尿が高度であるもの</p> <p>(2) 腎機能低下のあるもの又は疑われるもの</p> <p>(3) ネフローゼ症候群又はその既往歴があるもの</p> <p>(4) 腎を摘出をしたもの</p> <p>2 排尿障害をきたす疾患があるもの</p> <p>(1) 尿路の通過障害(水腎症、自然排泄困難な尿路結石、尿道狭窄、前立腺肥大症等)があるもの</p> <p>(2) 慢性の尿路感染症があり、隊務に支障があるもの</p> <p>(3) 神経因性膀胱があり、隊務に支障があるもの</p> <p>3 男性生殖器の疾患(炎症性疾患等)があり、隊務に支障があるもの</p>
15 女性生殖器(乳房を含む)の疾患等	<p>1 月経異常(月経困難症、月経過多症等)があり、隊務に支障があるもの</p> <p>2 女性生殖器の疾患(子宮内膜症、炎症性疾患、乳腺症等)があり、隊務に支障があるもの</p> <p>3 妊娠中のもの。</p>
16 歯・顎及び口腔の疾患	<p>1 長期かつ継続的な治療が必要と判断される歯・顎・口腔及びその周囲組織の疾患があるもの</p> <p>2 そしゃく、嚥下に障害があると判断される歯・顎・口腔及びその周囲組織の疾患があるもの</p> <p>3 発音、構音に障害があると判断される歯・顎・口腔及びその周囲組織の疾患があるもの</p>
17 先天奇形、変形及び染色体異常	<p>1 先天奇形、変形があり、隊務に支障があるもの。ただし、外表奇形(口唇口蓋裂、多指症)等の既往歴又は手術歴があるが、5年以上再発、後遺症のないものは除く。</p> <p>2 染色体異常のあるもの又は疑われるもの</p>
18 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	<p>1 原因不明の頭痛、発熱、めまい、腹痛、浮腫等の症状が持続、または頻回に再発し、隊務に支障があるもの</p> <p>2 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもので、隊務に支障があるおそれのあるもの</p>
19 損傷、中毒及びその他の外因の影響	<p>1 損傷、中毒及びその他の外因の影響が治癒しておらず、隊務に支障があるもの</p> <p>2 損傷、中毒及びその他の外因の影響の続発・後遺症により、隊務に支障があるもの</p>
20 その他	<p>1 上記疾患等のほか、装具の着用を妨げる等の理由により隊務に支障があるもの</p>